

5 保健・福祉

(1) 社会福祉法人等

○社会福祉法

社会福祉法人の設立認可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	地域福祉推進課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
1	第31条第1項	社会福祉法人の定款の認可	本庁	0	法人の定款認可にあたっては、公平性と透明性を担保できる体制を整備し、審査を行うこと。 主たる事務所が市町村の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市町村の区域を越えないものに限る。	法律上は政令指定都市、中核市、市（主たる事務所が市の区域内にあり、その行う事業が当該市の区域を越えない場合に限る）の事務	全町村
2	第42条第2項	社会福祉法人の一時評議員職務代行者の選任	本庁	0			
3	第45条の6第2項	社会福祉法人の一時役員職務代行者の選任	本庁	0			
4	第45条の36第2項	社会福祉法人の定款の変更認可	本庁 総合支庁	22			
5	第45条の36第4項	社会福祉法人の定款の変更届出受理	本庁 総合支庁	5			
6	第46条第2項	社会福祉法人の解散の認可	本庁	0			
7	第46条第3項	社会福祉法人の解散の届出受理	本庁	0			
8	第46条の6第4項	社会福祉法人の精算人の住所及び氏名の届出受理	本庁	0			
9	第46条の6第5項	社会福祉法人の精算中に就職した精算人の住所及び氏名の届出受理	本庁	0			
10	第47条の5	社会福祉法人の精算結了の届出受理	本庁	0			
11	第50条第3項	社会福祉法人の吸収合併の認可	本庁	0			
12	第54条の6第2項	社会福祉法人の新設合併の認可	本庁	0			
13	第55条の2第1項	社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認	本庁 総合支庁	0			
14	第55条の3第1項	社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の承認	本庁 総合支庁	2			
15	第55条の3第2項	社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の届出受理	本庁 総合支庁	0			
16	第55条の4	社会福祉法人の社会福祉充実計画の終了の承認	本庁 総合支庁	8			
17	第56条第1項	社会福祉法人に対する報告徴収及び検査	本庁 総合支庁	32			
18	第56条第4項	社会福祉法人に対する改善勧告	本庁	0			
19	第56条第5項	社会福祉法人に対する改善勧告に係る公表	本庁	0			
20	第56条第6項	社会福祉法人に対する改善命令	本庁	0			
21	第56条第7項	社会福祉法人に対する業務停止命令等	本庁	0			
22	第56条第8項	社会福祉法人の解散命令	本庁	0			
23	第57条	公益事業又は収益事業の停止命令	本庁	0			
24	第59条	社会福祉法人の計算書類等及び財産目録等の届出受理	本庁	89			

・県は「山形県社会福祉事業調整会議」を設置している。

地方分権改革推進委員会
第一次勧告掲載

社会福祉事業の許可等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	地域福祉推進課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
25	第62条第1項	第一種社会福祉事業の開始の届出受理	本庁 総合支庁	0	軽費老人ホーム(事業)の開始に係わる届出受理、許可の際には、県の策定した老人保健計画における定員数と整合性を図るため、県と事前協議のうえ同意を得ることが必要。(軽費老人ホームに対する事務費補助金が、県一般財源により支出される。財政負担を伴わない市が、安易に設置を容認することは大きな支障があるため)	法律上は政令指定都市、中核市の事務	全市町村
26	第62条第2項	第一種社会福祉事業の許可	本庁 総合支庁	0			
27	第63条第1項	第一種社会福祉事業の変更届出の受理	本庁 総合支庁	1			
28	第63条第2項	第一種社会福祉事業の変更許可	本庁 総合支庁	0			
29	第64条	第一種社会福祉事業の廃止届出の受理	本庁 総合支庁	0			
30	第67条第1項	施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始の届出受理	総合支庁	0			
31	第67条第2項	施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可	総合支庁	0			
32	第68条	施設を必要としない第一種社会福祉事業の変更又は廃止の届出受理	総合支庁	0			
33	第69条第1項	第二種社会福祉事業の開始の届出受理	総合支庁	13			
34	第69条第2項	第二種社会福祉事業の変更届出受理	総合支庁	2			
35	第70条	社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等	本庁 総合支庁	5	軽費老人ホーム、老人福祉センター、隣保事業、放課後児童健全育成事業に関する事務に限る。	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	
36	第71条	社会福祉事業の経営者に対する改善命令	総合支庁	0			
37	第72条第1項	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し	本庁	0			

(2) 児童福祉 ・ 母子福祉

○児童福祉法（保育関係のみ抜粋）

里親の認定に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子ども家庭課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
38	第6条の4第1号、2号	里親の認定に係る申請書の受理及び知事に対する送付並びに申請の内容に関する調査	総合支庁	2	児童福祉に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	特例条例により全市に移譲済み	全市町村 (全市は済)

助産の実施に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子ども家庭課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
39	第22条	助産施設の実施	総合支庁	2	児童福祉に関する専門的知識を有する職員の配置及び(町村による)福祉事務所の設置を要する。	法律上は市(福祉事務所必置)及び福祉事務所を設置する町村の事務	全市町村 (全市は済)

母子保護の実施に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子ども家庭課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
40	第23条	母子保護の実施	総合支庁	4	児童福祉に関する専門的知識を有する職員の配置及び(町村による)福祉事務所の設置を要する。	法律上は市(福祉事務所必置)及び福祉事務所を設置する町村の事務	全市町村 (全市は済)

児童福祉施設の設置等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子育て支援課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
41	第35条第4項	児童福祉施設の設置の認可	総合支庁	5	移譲対象とする事務は第2種社会福祉事業に関するものに限る 児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関の設置を要する	法律上は指定都市、中核市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村
42	第35条第12項	児童福祉施設の廃止又は休止の承認	総合支庁	12			
43	第46条第1項	児童福祉施設の設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査	総合支庁	283			
44	第46条第3項	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告等	総合支庁	77			
45	第46条第4項	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令	本庁	0			
46	第58条	児童福祉施設の認可取消し	本庁	0			

届出保育施設等に係る報告の徴収等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子育て支援課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
47	第59条第1項	報告の徴収又は立入調査等	総合支庁	34	児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関の設置を要する	特例条例により米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市及び川西町に移譲済み (山形市は中核市移行に伴い除く) 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村 (米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市及び川西町は済)
48	第59条第3項	施設の設備又は運営の改善その他の勧告(届出保育施設等に限る。)	総合支庁	0			
49	第59条第4項	勧告に従わなかった場合の公表	総合支庁	0			
50	第59条第5項	事業の停止等の命令	総合支庁	0			
51	第59条の2第1項	届出保育施設等の名称等の届出の受理	総合支庁	0			
52	第59条の2第2項	届出事項の変更等の届出の受理	総合支庁	5			
53	第59条の2の5第1項	届出保育施設等の運営の状況の報告の受理	総合支庁	34			
54	第59条の2の5第2項	届出保育施設等の運営の状況等の公表	総合支庁	1			

一時預かり事業に係る報告の聴取等に関する事務			現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子育て支援課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
55	第34条の11第1項	事業開始の届出の受理	総合支庁	22			全市町村
56	第34条の11第2項	届出事項の変更等の届出の受理	総合支庁	2			
57	第34条の11第3項	事業の廃止又は休止の届出の受理	総合支庁	2			
58	第34条の13第1項	報告の徴収又は立入調査等	総合支庁	0			
59	第34条の13第3項	実施基準に適合するために必要な措置を採るべき旨の命令	本庁	0			
60	第34条の13第4項	事業の制限又は停止の命令	本庁	0			

○母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子福祉資金の貸付の実施等に関する事務

母子福祉資金の貸付の実施等に関する事務			現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子ども家庭課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
61	第13条	母子福祉資金の貸付	総合支庁	24	「貸付け申請の内容に関する調査事務」等のみを対象とする	特例条例により山形市以外の全市に移譲済み 法律上は指定都市、中核市の事務(H31.4.1から山形市が中核市へ移行) 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村(全市は済)ただし、中核市の山形市は除く。

父子福祉資金の貸付けに関する事務

父子福祉資金の貸付けに関する事務			現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子ども家庭課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
62	第31条の6	父子福祉資金の貸付け	総合支庁	2	「貸付け申請の内容に関する調査事務」等のみを対象とする	特例条例により山形市以外の全市に移譲済み 法律上は指定都市、中核市の事務(H31.4.1から山形市が中核市へ移行) 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村(全市は済)ただし、中核市の山形市は除く。

寡婦福祉資金の貸付けに関する事務

寡婦福祉資金の貸付けに関する事務			現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子ども家庭課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
63	第32条	寡婦福祉資金の貸付け	総合支庁	0	「貸付け申請の内容に関する調査事務」等のみを対象とする	特例条例により山形市以外の全市に移譲済み 法律上は指定都市、中核市の事務(H31.4.1から山形市が中核市へ移行) 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村(全市は済)ただし、中核市の山形市は除く。

母子家庭等日常生活支援の実施に関する事務

母子家庭等日常生活支援の実施に関する事務			現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子ども家庭課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
64	第20条	母子家庭等日常生活支援事業開始の届出の受理	本庁	0		法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村
65	第21条	母子家庭等日常生活支援事業廃止等の届出の受理	本庁	0			
66	第22条	報告の徴収及び立入検査	本庁	0			
67	第23条	母子家庭等日常生活支援事業者に対する事業の停止、制限	本庁	0			

寡婦日常生活支援事業の実施に関する事務

寡婦日常生活支援事業の実施に関する事務			現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子ども家庭課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
68	第33条第3項	寡婦日常生活支援事業開始の届出の受理	本庁	0		法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村
69	第33条第4項	母子家庭等日常生活支援事業者に対する事業の停止、制限等(第21条～第23条の準用規定)	本庁	0			

○山形県母子及び寡婦福祉法施行細則

申請の受付等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		子育て若者応援部	子ども家庭課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
70	第2条第1項	申請書の受理及び知事に対する送付	総合支庁	—		特例条例により全市町村 に移譲済み	全市町村 (済)
71	第17条第1項						
72	第2条第2項等	知事に対する申請の受付	総合支庁	—			
73	第5条	知事に提出される借用書の受付	総合支庁	—			
74	第18条第1項						
75	第6条等	知事に対する届出の受付	総合支庁	—			
76	第10条第1項	知事に提出される申出書の受付	総合支庁	—			

(3) 介護保険 ・ 老人福祉

○老人福祉法

老人居宅生活支援事業に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	長寿社会政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
77	第14条	老人居宅生活支援事業の開始の届出受理	総合支庁	0	当該事業のほとんどが、介護保険法における指定を受け事業が開始されることから、セットでの移譲が必要。 第18条の2第2項による事業の制限及び停止の命令をするためには、県が設置する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。	法律上は指定都市、中核市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村
78	第14条の2	老人居宅生活支援事業の変更届出の受理	総合支庁	0			
79	第14条の3	老人居宅生活支援事業の廃止又は休止届出の受理	総合支庁	0			
80	第18条第1項	老人居宅生活支援事業者等からの報告徴収、質問及び立入検査	総合支庁	0			
81	第18条の2第2項	老人居宅生活支援事業等の制限及び停止の命令	本庁	0			

老人デイサービスセンター等の設置等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	長寿社会政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
82	第15条第2項	老人デイサービスセンター等の設置の届出受理	総合支庁	0	当該施設は、介護保険法における事業所指定を受け事業が開始されることから、セットでの移譲が必要。 第18条の2第2項による事業停止命令等をするためには、県が設置する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。	法律上は指定都市、中核市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村
83	第15条の2第1項	老人デイサービスセンター等の設置の変更届出受理	総合支庁	0			
84	第16条第1項	老人デイサービスセンター等の設置の廃止又は休止届出受理	総合支庁	0			
85	第18条第1項	老人デイサービスセンター設置者からの報告徴収、質問及び立入検査	総合支庁	0			
86	第18条の2第2項	老人デイサービスセンター等に対する事業制限、停止命令等	本庁	0			

養護老人ホーム等の設置認可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	長寿社会政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
87	第15条第3項	市町村立養護老人ホーム等の設置届出の受理	総合支庁	0	特別養護老人ホームは、介護保険法における指定を受け事業が開始させることから、セットでの移譲が必要。 設置認可において、県が策定する老人福祉計画における必要入所定員総数との整合性を図るため県と事前協議が必要。 第19条第1項による事業停止命令又は認可の取消しをするためには、県が設置する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。	法律上は指定都市、中核市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村
88	第15条第4項	(社会福祉法人立)養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可	総合支庁	3			
89	第15条の2第2項	養護老人ホーム等の変更届出の受理	総合支庁	1			
90	第16条第2項	市町村立養護老人ホーム等の廃止届出等の受理	総合支庁	1			
91	第16条第3項	(社会福祉法人立)養護老人ホーム等の廃止等の時期の認可	総合支庁	2			
92	第18条第2項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの長からの報告徴収、質問及び立入検査	総合支庁	7			
93	第19条第1項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの事業停止命令又は取消し等	本庁	0			

有料老人ホームの設置等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	長寿社会政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
94	第18条の2第1項	認知症対応型老人共同生活援助者に対する改善命令	本庁	0	No.90も移譲の対象となる。	法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村
95	第29条第1項	有料老人ホームの設置届出の受理	総合支庁	1			
96	第29条第2項	有料老人ホームの変更届の受理	総合支庁	40			
97	第29条第3項	有料老人ホームの休止、廃止届の受理	総合支庁	8			
98	第29条第11項	有料老人ホームの運営状況に関する事項の報告徴収、質問及び立入検査	総合支庁	156			
99	第29条第13項	有料老人ホーム設置者に対する改善命令	本庁	0			
100	第29条第15項	有料老人ホーム設置者に対する改善命令をした旨の告示	本庁	0			

○介護保険法

指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	長寿社会政策課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
101	第41条第1項	指定居宅サービス事業者の指定	総合支庁	34	特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を除く）の指定にあたり、県の同意を必要とする。 ※県が策定した介護保険事業支援計画における必要利用定員数との整合性を図るため県と事前協議が必要。 特定施設入居者生活介護事業者を除く。 No.91,93,107,111を移譲する場合は、No.110も移譲の対象となる。 No.95を移譲する場合は、No.96も移譲の対象となる。 No.97を移譲する場合は、No.98も移譲の対象となる。	法律上は指定都市、中核市の事務 事業所が所在する市町村が事務を行う	全市町村
102	第70条の2第1項	指定居宅サービス事業者の指定の更新	総合支庁	76			
103	第75条第1項	指定居宅サービス事業者の名称の変更等の届出の受理	総合支庁	3,511			
104	第75条第2項	指定居宅サービス事業者の休止、廃止届の受理	総合支庁	69			
105	第76条第1項	指定居宅サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等	総合支庁	212			
106	第76条の2第1項	指定居宅サービス事業者に対する勧告	総合支庁	0			
107	第76条の2第2項	指定居宅サービス事業者が勧告に従わない場合の公表	本庁	0			
108	第76条の2第3項	指定居宅サービス事業者に対する改善命令	本庁	0			
109	第76条の2第4項	指定居宅サービス事業者に対する改善命令の公表	本庁	0			
110	第76条の2第5項	市町村からの通知の受理	本庁	0			
111	第77条第1項	指定居宅サービス事業者の指定の取消	本庁	0			
112	第77条第2項	市町村からの通知の受理	本庁	0			
113	第78条	指定居宅サービス事業者の指定等の公示	総合支庁	66			
114	第115条の32第2項等	指定居宅サービス事業者の業務管理体制の届出等の受理	総合支庁	61			
115	第115条の33第1項	指定居宅サービス事業者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収等	総合支庁	81			
116	第115条の34第1項	指定居宅サービス事業者の業務管理体制の整備に係る勧告	総合支庁	0			
117	第115条の34第2項	指定居宅サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る勧告に従わない場合の公表	総合支庁	0			
118	第115条の34第3項	指定居宅サービス事業者の業務管理体制の整備に係る命令	本庁	0			
119	第115条の34第4項	指定居宅サービス事業者の業務管理体制の整備に係る命令の公示	本庁	0			
120	第115条の34第5項	指定居宅サービス事業者の業務管理体制の整備に係る命令違反の通知	本庁	0			

指定介護予防サービス事業者の指定等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	長寿社会政策課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
121	第53条第1項	指定介護予防サービス事業者の指定	総合支庁	16	特定施設入居者生活介護事業者を除く。 No.132,133を移譲する場合は、 No.146も移譲の対象となる。 No.134を移譲する場合は、No.135も 移譲の対象となる。 No.136を移譲する場合は、No.144も 移譲の対象となる。	事業所が所在する市町村 が事務を行う。	全市町村
122	第115条の5第1項	指定介護予防サービス事業者の名称の変更等の届出の受理	総合支庁	1,157			
123	第115条の5第2項	指定介護予防サービス事業者の廃止、休止の届出の受理	総合支庁	48			
124	第115条の8第1項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告	総合支庁	0			
125	第115条の8第2項	指定介護予防サービス事業者が勧告に従わない場合の公表	本庁	0			
126	第115条の8第3項	指定介護予防サービス事業者に対する改善命令	本庁	0			
127	第115条の8第4項	指定介護予防サービス事業者に対する改善命令の公表	本庁	0			
128	第115条の8第5項	市町村からの通知の受理	本庁	0			
129	第115条の9第1項	指定介護予防サービス事業者の指定の取消	本庁	0			
130	第115条の9第2項	市町村からの通知の受理	本庁	0			
131	第115条の10	指定介護予防サービス事業者の指定等の公示	総合支庁	32			
132	第115条の32第2項等	指定介護予防サービス事業者の業務管理体制の届出等の受理	総合支庁	45			
133	第115条の33第1項	指定介護予防サービス事業者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収等	総合支庁	62			
134	第115条の34第1項	指定介護予防サービス事業者の業務管理体制の整備に係る勧告	総合支庁	0			
135	第115条の34第2項	指定介護予防サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る勧告に従わない場合の公表	総合支庁	0			
136	第115条の34第3項	指定介護予防サービス事業者の業務管理体制の整備に係る命令	本庁	0			
137	第115条の34第4項	指定介護予防サービス事業者の業務管理体制の整備に係る命令の公示	本庁	0			
138	第115条の34第5項	指定介護予防サービス事業者の業務管理体制の整備に係る命令違反の通知	本庁	0			

指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	長寿社会政策課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
139	第48条第1項	指定介護老人福祉施設の指定	総合支庁	0	当該施設は、老人福祉法第15条に規定するとおり、設置認可を受けるとともに、介護保険法における指定を受けることにより事業が開始されるため、老人福祉法の事務とセットでの移譲が必要。 指定にあたり、県同意を必要とする。 ※県が策定した老人福祉計画における必要入所定員総数との整合性を図るため県と事前協議が必要。	法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村
140	第86条の2	指定更新	総合支庁	3			
141	第89条	指定介護老人福祉施設の名称の変更等の届出の受理	総合支庁	340			
142	第90条第1項	指定介護老人福祉施設開設者等に対する報告命令、立入検査等	総合支庁	17			
143	第91条の2第1項	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告	総合支庁	0			
144	第91条の2第2項	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告への非従状況の公表	総合支庁	0			
145	第91条の2第3項	指定介護老人福祉施設開設者に対する措置命令	本庁	0			
146	第91条の2第4項	指定介護老人福祉施設開設者に対する措置命令の公示	本庁	0			
147	第92条第1項	指定介護老人福祉施設の指定の取消し等	本庁	0			
148	第93条	指定介護老人福祉施設の指定等の公示	総合支庁	0			
149	第115条の32第2項等	指定介護老人福祉施設開設者の業務管理体制の届出等の受理	総合支庁	14			
150	第115条の33第1項	指定介護老人福祉施設開設者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収等	総合支庁	9			
151	第115条の34第1項	指定介護老人福祉施設開設者の業務管理体制の整備に係る勧告	総合支庁	0			
152	第115条の34第2項	指定介護老人福祉施設開設者に対する業務管理体制の整備に係る勧告に従わない場合の公表	総合支庁	0			
153	第115条の34第3項	指定介護老人福祉施設開設者の業務管理体制の整備に係る命令	本庁	0			
154	第115条の34第4項	指定介護老人福祉施設開設者の業務管理体制の整備に係る命令の公示	本庁	0			
155	第115条の34第5項	指定介護老人福祉施設開設者の業務管理体制の整備に係る命令違反の通知	本庁	0			

介護老人保健施設の開設許可等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	長寿社会政策課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
156	第94条第1項	介護老人保健施設の開設の許可	総合支庁	0	開設許可にあたり、県同意を必要とする。 ※県が策定した介護保険事業支援計画における必要入所定員総数との整合性を図るため県と事前協議が必要。	法律上は指定都市、中核市の事務	全市
157	第94条の2	開設許可更新	総合支庁	3			
158	第94条第2項	介護老人保健施設の変更許可	総合支庁	2			
159	第95条第1項	介護老人保健施設の管理者の承認	総合支庁	6			
160	第95条第2項	介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認	総合支庁	1			
161	第98条第1項	介護老人保健施設に関して広告できる事項	総合支庁	1			
162	第99条第1項	介護老人保健施設の住所等の変更等の届出の受理	総合支庁	150			
163	第99条第2項	介護老人保健施設の廃止、休止の届出の受理	総合支庁	0			
164	第100条第1項	介護老人保健施設開設者等に対する報告命令、立入検査等	総合支庁	1			
165	第101条	介護老人保健施設の使用制限	総合支庁	0			
166	第103条第1項	介護老人保健施設開設者に対する勧告	総合支庁	0			
167	第103条第2項	介護老人保健施設開設者に対する勧告への非従状況の公表	総合支庁	0			
168	第103条第3項	介護老人保健施設開設者に対する措置命令	本庁	0			
169	第103条第4項	介護老人保健施設開設者に対する措置命令の公示	本庁	0			
170	第104条第1項	介護老人保健施設の開設許可の取消し等	本庁	0			
171	第115条の32第2項等	介護老人保健施設開設者の業務管理体制の届出等の受理	総合支庁	2			
172	第115条の33第1項	介護老人保健施設開設者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収等	総合支庁	5			
173	第115条の34第1項	介護老人保健施設開設者の業務管理体制の整備に係る勧告	総合支庁	0			
174	第115条の34第2項	介護老人保健施設開設者に対する業務管理体制の整備に係る勧告に従わない場合の公表	総合支庁	0			
175	第115条の34第3項	介護老人保健施設開設者の業務管理体制の整備に係る命令	本庁	0			
176	第115条の34第4項	介護老人保健施設開設者の業務管理体制の整備に係る命令の公示	本庁	0			
177	第115条の34第5項	介護老人保健施設開設者の業務管理体制の整備に係る命令違反の通知	本庁	0			

介護医療院の開設許可等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	長寿社会政策課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
178	第107条第1項	介護医療院の開設の許可	総合支庁	1	開設許可にあたり、県同意を必要とする。 ※県が策定した介護保険事業支援計画における必要入所定員総数との整合性を図るため県と事前協議が必要。	法律上は指定都市、中核市の事務	全市
179	第108条	開設許可更新	総合支庁	0			
180	第107条第2項	介護医療院の変更許可	総合支庁	0			
181	第109条第1項	介護医療院の管理者の承認	総合支庁	0			
182	第109条第2項	介護医療院の医師以外の管理者の承認	総合支庁	0			
183	第112条第1項	介護医療院に関して広告できる事項	総合支庁	0			
184	第113条第1項	介護医療院の住所等の変更等の届出の受理	総合支庁	0			
185	第113条第2項	介護医療院の廃止、休止の届出の受理	総合支庁	0			
186	第114条の2第1項	介護医療院開設者等に対する報告命令、立入検査等	総合支庁	0			
187	第114条の3	介護医療院の使用制限	総合支庁	0			
188	第114条の5第1項	介護医療院開設者に対する勧告	総合支庁	0			
189	第114条の5第2項	介護医療院開設者に対する勧告への非従状況の公表	総合支庁	0			
190	第114条の5第3項	介護医療院開設者に対する措置命令	本庁	0			
191	第114条の5第4項	介護医療院開設者に対する措置命令の公示	本庁	0			
192	第114条の6第1項	介護医療院の開設許可の取消し等	本庁	0			
193	第115条の32第2項等	介護医療院開設者の業務管理体制の届出等の受理	総合支庁	0			
194	第115条の33第1項	介護医療院開設者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収等	総合支庁	0			
195	第115条の34第1項	介護医療院開設者の業務管理体制の整備に係る勧告	総合支庁	0			
196	第115条の34第2項	介護医療院開設者に対する業務管理体制の整備に係る勧告に従わない場合の公表	総合支庁	0			
197	第115条の34第3項	介護医療院開設者の業務管理体制の整備に係る命令	本庁	0			
198	第115条の34第4項	介護医療院開設者の業務管理体制の整備に係る命令の公示	本庁	0			
199	第115条の34第5項	介護医療院開設者の業務管理体制の整備に係る命令違反の通知	本庁	0			

指定介護療養型医療施設の指定等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	長寿社会政策課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
200	平成18年旧法第48条第1項	指定介護療養型医療施設の指定	総合支庁	0	指定にあたり、県同意を必要とする。 ※県が策定した介護保険事業支援計画における必要入所定員総数との整合性を図るため県と事前協議が必要。 法律上は指定都市、中核市の事務		全市
201	平成18年旧法第107条の2	指定更新	総合支庁	0			
202	平成18年旧法第108条第1項	指定介護療養型医療施設の入所定員変更承認	総合支庁	0			
203	平成18年旧法第111条	指定介護療養型医療施設の名称の変更等の届出の受理	総合支庁	5			
204	平成18年旧法第112条第1項	指定介護療養型医療施設開設者等に対する報告命令、立入検査等	総合支庁	0			
205	平成18年旧法第113条の2第1項	指定介護療養型医療施設開設者に対する勧告	総合支庁	0			
206	平成18年旧法第113条の2第2項	指定介護療養型医療施設開設者に対する勧告への非従状況の公表	総合支庁	0			
207	平成18年旧法第113条の2第3項	指定介護療養型医療施設開設者に対する措置命令	本庁	0			
208	平成18年旧法第113条の2第4項	指定介護療養型医療施設開設者に対する措置命令の公示	本庁	0			
209	平成18年旧法第114条第1項	指定介護療養型医療施設の指定の取消し等	本庁	0			
210	平成18年旧法第115条	指定介護療養型医療施設の指定等の公示	総合支庁	0			
211	第115条の32第2項等	指定介護療養型医療施設開設者の業務管理体制の届出等の受理	総合支庁	0			
212	第115条の33第1項	指定介護療養型医療施設開設者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収等	総合支庁	0			
213	第115条の34第1項	指定介護療養型医療施設開設者の業務管理体制の整備に係る勧告	総合支庁	0			
214	第115条の34第2項	指定介護療養型医療施設開設者に対する業務管理体制の整備に係る勧告に従わない場合の公表	総合支庁	0			
215	第115条の34第3項	指定介護療養型医療施設開設者の業務管理体制の整備に係る命令	本庁	0			
216	第115条の34第4項	指定介護療養型医療施設開設者の業務管理体制の整備に係る命令の公示	本庁	0			
217	第115条の34第5項	指定介護療養型医療施設開設者の業務管理体制の整備に係る命令違反の通知	本庁	0			

(4) 障がい者福祉

○身体障害者福祉法

身体障害者手帳の交付等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	障がい福祉課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
218	第15条第1項	身体障害者手帳交付申請の受理	身体障がい者更生相談所	4,784	障がい認定で地方社会福祉審議会への諮問が必要とされるものがあるため、これに該当するものは除く(施行令第5条第1項関係)	法律上は指定都市、中核市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村
219	第15条第4項	身体障害者手帳の交付	身体障がい者更生相談所	4,712			
220	第15条第5項	身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当しない場合の通知	身体障がい者更生相談所	72			
221	第16条第1項	返還に係る身体障害者手帳の受理	身体障がい者更生相談所	2,951			
222	第16条第2項	身体障害者手帳の返還命令	身体障がい者更生相談所	33			

○身体障害者福祉法施行令

身体障害者手帳の交付等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	障がい福祉課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
223	第5条第1項	身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当しないと認める場合の地方社会福祉審議会への諮問	身体障がい者更生相談所	72	障がい認定で地方社会福祉審議会への諮問が必要とされるものがあるため、これに該当するものは除く(施行令第5条第1項関係)	法律上は指定都市、中核市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村
224	第5条第2項	地方社会福祉審議会の調査審議結果に疑義がある場合の認定請求	身体障がい者更生相談所	0			
225	第6条第1項	身体障がいの審査を受けるべき旨の通知	身体障がい者更生相談所	1,661			
226	第6条第2項	身体障がいの審査を受けるべき旨の通知を行った場合の保健所長への通知	身体障がい者更生相談所	0			
227	第7条	市町村長又は保健所長が審査により障がい程度に重大な変化が生じたとき認めたとときの通知の受理	身体障がい者更生相談所	0			
228	第9条第1項	身体障害者手帳交付台帳の整備	身体障がい者更生相談所	8,740			
229	第9条第2項	身体障害者手帳の交付を受けた者からの変更届出の受理	身体障がい者更生相談所	1,077			
230	第9条第4項	他の都道府県域から居住地を移した旨の届出の受理	身体障がい者更生相談所	67			
231	第9条第6項	他の都道府県域から居住地を移した旨の届出を受理した旨の通知	身体障がい者更生相談所	67			
232	第9条第7項	身体障害者手帳交付台帳からの削除	身体障がい者更生相談所	2,951			
233	第10条第1項	申請に基づく身体障害者手帳の再交付	身体障がい者更生相談所	2,093			
234	第10条第3項	障がい程度に重大な変化が生じたとき認めたとときの身体障害者手帳の再交付	身体障がい者更生相談所	0			

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	障がい福祉課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
235	第29条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定	総合支庁	50	指定障害福祉サービス事業者の指定等について、県が策定する県障害福祉計画と整合を図るため、県との事前協議が必要	法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村
236	第37条第1項	指定障害福祉サービス事業者のサービス量増加に係る指定の変更	総合支庁	12			
237	第41条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定の更新	総合支庁	189			
238	第46条第1項	指定障害福祉サービス事業者の名称等変更届出の受理	総合支庁	704			
239	第48条第1項	指定障害福祉サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等	総合支庁	0			
240	第49条第1項	指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告	総合支庁	0			
241	第49条第3項	指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告の公表	総合支庁	0			
242	第49条第4項	指定障害福祉サービス事業者に対する命令	総合支庁	0			
243	第49条第5項	指定障害福祉サービス事業者に対する命令の公示	総合支庁	0			
244	第49条第6項	市町村から基準に従って運営していないと認められるときの通知の受理	総合支庁	0			
245	第50条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消等	本庁	0			
246	第50条第2項	市町村から指定の取消等に該当する旨の通知の受理	本庁	0			
247	第51条	指定障害福祉サービス事業者の指定等の公示	総合支庁	98			
248	第79条第2項	障害福祉サービス事業の開始届出の受理	総合支庁	51			
249	第79条第3項	障害福祉サービス事業の変更届出の受理	総合支庁	28			
250	第79条第4項	障害福祉サービス事業の廃止届出等の受理	総合支庁	54			
251	第81条第1項	障害福祉サービス事業を行う者に対する報告命令、立入検査等	総合支庁	0			
252	第82条第1項	障害福祉サービス事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令	本庁	0			
253	第82条第2項	障害福祉サービス事業を行う者に対する改善命令等	本庁	0			

指定障害者支援施設の指定等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	障がい福祉課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
254	第29条第1項	指定障害者支援施設の指定	総合支庁	0	指定障害者支援施設の指定等について、県が策定する県障害福祉計画と整合を図るため、県との事前協議が必要	法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村
255	第39条第1項	指定障害者支援施設のサービス種類の変更等に係る指定の変更	総合支庁	0			
256	第41条第1項	指定障害者支援施設の指定の更新	総合支庁	4			
257	第46条第2項	指定障害者支援施設の設置者の住所等変更届出の受理	総合支庁	67			
258	第47条	指定障害者支援施設の指定の辞退の届出の受理	総合支庁	0			
259	第48条第3項	指定障害者支援施設等に対する報告命令、立入検査等	総合支庁	0			
260	第49条第2項	指定障害者支援施設に対する基準遵守勧告	総合支庁	0			
261	第49条第3項	指定障害者支援施設に対する基準遵守勧告の公表	総合支庁	0			
262	第49条第4項	指定障害者支援施設に対する命令	総合支庁	0			
263	第49条第5項	指定障害者支援施設に対する命令の公示	総合支庁	0			
264	第49条第6項	市町村から基準に従って運営していないと認められるときの通知の受理	総合支庁	0			
265	第50条第3項	指定障害者支援施設の指定の取消等及び市町村から指定の取消等に該当する旨の通知の受理	本庁	0			
266	第51条	指定障害者支援施設の指定等の公示	総合支庁	0			

指定一般相談支援事業者の指定等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部		障がい福祉課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
267	第51条の14第1項	指定一般相談支援事業者の指定	総合支庁	2	健康福祉部 障がい福祉課	法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村	
268	第51条の21第1項	指定一般相談支援事業者の指定の更新	総合支庁	28				
269	第51条の25第1項	指定一般相談支援事業者の名称等変更届出の受理	総合支庁	24				
270	第51条の27第1項	指定一般相談支援事業者に対する報告命令、立入検査等	総合支庁	0				
271	第51条の28第1項	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守勧告	総合支庁	0				
272	第51条の28第3項	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守勧告の公表	総合支庁	0				
273	第51条の28第4項	指定一般相談支援事業者に対する命令	総合支庁	0				
274	第51条の28第5項	指定一般相談支援事業者に対する命令の公示	総合支庁	0				
275	第51条の28第6項	市町村から基準に従って運営していないと認められるときの通知の受理	総合支庁	0				
276	第51条の29第1項	指定一般相談支援事業者の指定の取消等	本庁	0				
277	第51条の30第1項	指定一般相談支援事業者の指定等の公示	総合支庁	2				
278	第79条第2項	一般相談支援事業の開始届出の受理	総合支庁	1				
279	第79条第3項	一般相談支援事業の変更届出の受理	総合支庁	1				
280	第79条第4項	一般相談支援事業の廃止届出等の受理	総合支庁	0				
281	第81条第1項	一般相談支援事業を行う者に対する報告命令、立入検査等	総合支庁	0				
282	第82条第1項	一般相談支援事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令	本庁	0				
283	第82条第2項	一般相談支援事業を行う者に対する改善命令等	本庁	0				

指定自立支援医療機関の指定に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部		障がい福祉課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
284	第59条第1項	指定自立支援医療機関の指定	本庁	30	健康福祉部 障がい福祉課	法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村	
285	第60条	指定自立支援医療機関の指定の更新	本庁	99				
286	第63条	指定自立支援医療機関への指導	本庁	0				
287	第64条	変更の届出の受理	本庁	221				
288	第66条第1項	報告の請求及び検査	本庁	0				
289	第66条第3項	指定自立支援医療機関への自立支援医療費の支払いの差し止め	本庁	0				
290	第68条第1項	指定自立支援医療機関の指定の取消し	本庁	0				

(5) 生活保護

○生活保護法

生活保護の実施に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	地域福祉推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
291	第24条第1項	保護の開始の申請に対する処分	総合支庁	181	社会福祉主事など生活保護に関する専門的知識を有する職員の配置及び(町村による)福祉事務所の設置を要する。	法律上は市(福祉事務所必置)及び福祉事務所を設置する町村の事務	全市町村(全市は済)
292	第24条第5項	保護の変更の申請に対する処分	総合支庁	1,315			
293	第25条第1項	職権による保護の開始	総合支庁	0			
294	第25条第2項	職権による保護の変更	総合支庁	0			
295	第26条	保護の停止、廃止	総合支庁	158			
296	第27条	指導及び指示	総合支庁	4			
297	第28条第4項	調査に応じないときの保護の廃止等	総合支庁	0			
298	第29条	報告の請求	総合支庁	3,899			
299	第62条第3項	保護の変更、停止、廃止	総合支庁	0			
300	第63条	費用返還	総合支庁	186			
301	第77条	扶養義務者からの費用徴収	総合支庁	0			
302	第78条	不正受給者からの費用徴収	総合支庁	30			

保護施設の認可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	地域福祉推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
303	第41条第3項	保護施設の設置認可	本庁 総合支庁	0	社会福祉主事など生活保護に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 事業者が同一市町村の区域内で活動している場合に限る。	法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村
304	第41条第5項	保護施設の変更の認可	総合支庁	0			
305	第42条	保護施設の休止、廃止の申請に対する認可	本庁	0			
306	第43条	保護施設の運営についての指導	総合支庁	0			
307	第44条	報告の徴収及び立入検査	総合支庁	0			
308	第45条第2項	保護施設の認可の取消、改善命令	総合支庁	0			
309	第46条第3項	保護施設の管理規程の変更命令	本庁 総合支庁	0			
310	第48条第3項	保護施設の長の指導の制限、禁止	本庁	0			
311	第79条	補助金の返還命令	本庁	0			

医療機関の指定等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	地域福祉推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
312	第49条	医療機関の指定	本庁	287	社会福祉主事など生活保護に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 事業者が同一市町村の区域内で活動している場合に限る。	法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村
313	第50条の2	指定医療機関の変更等の届出の受理	本庁	309			
314	第51条第2項	医療機関の指定の取消	本庁	0			
315	第54条	報告の徴収及び立入検査	本庁	0			
316	第54条の2	介護機関の指定等	本庁	124			
317	第55条	助産機関等の指定等	本庁	15			

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

支援給付の実施に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	地域福祉推進課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
318	第14条第4項	支援給付の開始の申請に対する処分	総合支庁	2	社会福祉主事など支援給付の実施にあたりその例によることとされている生活保護に関する専門的知識を有する職員の配置及び(町村による)福祉事務所の設置を要する。	法律上は市(福祉事務所必置)及び福祉事務所を設置する町村の事務	全市町村 (全市は済)
319		支援給付の変更の申請に対する処分	総合支庁	12			
320		職権による支援給付の開始	総合支庁	0			
321		職権による支援給付の変更	総合支庁	0			
322		支援給付の停止、廃止	総合支庁	1			
323		指導及び指示	総合支庁	0			
324		調査に応じないときの支援給付の廃止等	総合支庁	0			
325		報告の請求	総合支庁	51			
326		支援給付の変更、停止、廃止	総合支庁	0			
327		費用返還	総合支庁	2			
328		扶養義務者からの費用徴収	総合支庁	0			
329		不正受給者からの費用徴収	総合支庁	0			

(6) 福祉関係 免許

○栄養士法

栄養士免許証に係る免許証の交付

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康づくり推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
330	第4条第2項	栄養士免許の交付	総合支庁本庁	121		経由事務	全市町村

○栄養士法施行令

栄養士免許証に係る申請書等の受理

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康づくり推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
331	第1条第1項	栄養士免許の申請書の受理	総合支庁本庁	121		経由事務	全市町村
332	第3条第2項	登録事項の変更の申請の受理	総合支庁本庁	56			
333	第4条第1項	登録の抹消の申請の受理	総合支庁本庁	0			
334	第5条第1項	免許証の書換え交付申請の受理	総合支庁本庁	60			
335	第6条第1項	免許証の再交付に係る申請書の受理	総合支庁本庁	11			
336	第8条第1項	抹消に係る免許証の返納の受理	総合支庁本庁	0			
337	第8条第3項	取り消し処分に係る免許の返納の受理	総合支庁本庁	0			

管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康づくり推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
338	第1条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の申請の経由	総合支庁本庁	75		経由事務	全市町村
339	第1条第3項	厚生労働大臣が交付する免許の経由	総合支庁本庁	75			
340	第3条第4項	厚生労働大臣に提出する登録事項の変更の申請の経由	総合支庁本庁	40			
341	第4条第2項	厚生労働大臣に提出する登録の抹消の申請の経由	総合支庁本庁	0			
342	第5条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の書き換え交付申請の経由	総合支庁本庁	40			
343	第6条第6項	厚生労働大臣に提出する免許の再交付申請及び再交付後の発見による免許の返納の経由	総合支庁本庁	0			
344	第8条第2項	厚生労働大臣に提出する抹消に係る免許の返納の経由	総合支庁本庁	0			
345	第8条第4項	厚生労働大臣に提出する取消し処分に係る免許の返納の経由	総合支庁本庁	0			

○調理師法

調理師免許証に係る申請書受理等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
346	第3条第1項	免許交付申請の受理	本庁・総合支庁	344		経由事務	全市町村
347	第5条	免許証の交付	本庁・総合支庁	344			

○調理師法施行令

調理師免許証に係る申請書受理等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
348	第11条	名簿訂正の申請の受理	本庁・総合支庁	126		経由事務	全市町村
349	第12条	名簿登録の消除申請の受理	本庁・総合支庁	2			
350	第13条	免許証書換え交付申請の受理と免許証の交付	本庁・総合支庁	126			
351	第14条	免許証の再交付申請の受理と免許証の再交付	本庁・総合支庁	80			
352	第15条	免許証の返納の受理	本庁・総合支庁	0			

○製菓衛生師法

製菓衛生師免許証に係る申請書受理等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
353	第7条	免許証の交付	本庁	23			全市町村

○製菓衛生師法施行令

製菓衛生師免許証に係る申請書受理等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
354	第1条	免許交付申請の受理	本庁・総合支庁	23		經由事務	全市町村
355	第3条	名簿訂正の申請の受理	本庁・総合支庁	7			
356	第4条	名簿登録の消除申請の受理	本庁・総合支庁	0			
357	第5条	免許証書換交付申請の受理と免許証の交付	本庁・総合支庁	7			
358	第6条	免許証の再交付申請の受理と免許証の再交付	本庁・総合支庁	1			
359	第7条	免許証の返納の受理	本庁・総合支庁	0			

(7) 福祉その他

○民生委員法

民生委員協議会組織の区域設定に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	地域福祉推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
360	第20条第1項	民生委員協議会を組織する区域の設定	-	0		特例条例により山形市以外の全市町村に移譲済み(山形市はH31.4.1から中核市に移行するため当該事務は法定事務となる)	全市町村(済) ただし、中核市の山形市は除く。

民生委員の指導訓練等事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	地域福祉推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
361	第17条	民生委員の職務に関する指揮監督権	本庁	-	民生委員の活動費等の財政負担の整理		全市町村
362	第18条	民生委員の指導訓練	本庁	1			

○戦傷病者特別援護法

戦傷病者の補装具の支給又は修理

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	地域福祉推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
363	第21条第1項	戦傷病者の補装具の支給又は修理	総合支庁	0		請求書の受付自体は各市町村で行っている	全市町村

○障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令

認定に係る請求書の受理

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	障がい福祉課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
364	第2条	障害児福祉手当又は特別障害者手当の認定に係る請求書の受理	総合支庁	52 (受理件数)		請求書の受付自体は各市町村で行っている	全市町村

○山形県心身障がい者扶養共済制度条例

心身障害者扶養共済制度に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	障がい福祉課	移譲対象市町村	
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考		
365	第6条第1項	申込書の受理等及び申込内容に関する調査	-	-			全市町村(済)	
366	第7条第1項		-	-				
367	第8条第1項	掛金及び口数追加掛金の徴収	-	-				
368	第9条第1項		-	-				
369	第8条第3項	掛金の納付の免除に係る申請書の受理等及び申請理由に関する調査	-	-				特例条例により全市町村に移譲済み
370	第10条第1項等	年金等の支給に係る請求書の受理等及び請求の事由に関する調査	-	-				
371	第18条第1項4号	申出に係る届出の受付	-	-				
372	第18条第2項第1号		-	-				
373	第19条	届出書の受理等及び届出内容に関する調査	-	-				

○山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則

心身障害者扶養共済制度に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	障がい福祉課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
374	第11条	知事に提出される加入証書等再交付申請書の受付	-	-		特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村(済)
375	第20条	知事に対する届出の受付	-	-			

○山形県みんなにやさしいまちづくり条例

みんなにやさしいまちづくりに関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	地域福祉推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
376	第17条第1項	知事に対する適合証の交付の請求の受付	—	—		特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村(済)
377	第18条	知事に対する特定生活関連施設の構造等の届出の受付	—	—			
378	第15条	特定生活関連施設の構造等について必要な指導及び助言	総合支庁	128	建築に関する専門的知識を有する職員の配置及び審査体制の確立を要する。	※「生活関連施設」とは、病院、百貨店、ホテル、飲食店、道路、公園その他の不特定多数の者の利用に供する施設(山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則別表第1に規定)を指す。 ※「特定生活関連施設」とは、生活関連施設のうち、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活を営む上で特に重要な施設(山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則別表第1に規定)を指す。	全市町村
379	第17条第2項	適合証の交付	総合支庁	1			
380	第19条第1項	知事に対する特定生活関連施設の構造等の届出を行わずに工事に着手した者への勧告	本庁	0			
381	第19条第2項	知事に対する特定生活関連施設の構造等の届出の内容と異なる工事をした者への勧告	本庁	0			
382	第19条第3項	生活関連施設の構造等について知事の指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わなかった場合のその者に対する勧告	本庁	0			
383	第20条第1項	勧告に従わなかった場合の公表	本庁	0			
384	第21条第1項	特定生活関連施設の構造等についての報告の徴収及び立入検査	総合支庁	0			
385	第24条第2項	国に対する生活関連施設の構造等に関する報告の徴収	本庁	0			

○健康増進法

特定給食施設の設置等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康づくり推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
386	第20条	特定給食施設の届出	総合支庁	18	管理栄養士等専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務 ※「特定給食施設」とは、継続的に一回100食以上又は一日250食以上の食事を供給する施設を指す。	人口10万人以上の市
387	第21条第1項	特定給食施設の指定	総合支庁	10			
388	第22条	特定給食施設の指導及び助言	総合支庁	100			
389	第23条	特定給食施設の勧告及び命令	本庁	0			
390	第24条第1項	特定給食施設の立入検査	総合支庁	0			
391	第27条第1項	特別用途食品の検査、収去	総合支庁	0			